

建設工事入札に係る最低制限価格（調査基準価格）の算出方法の変更について

令和4年5月

本庄市では、令和4年5月1日以降に入札公告（指名通知）を行う工事から、最低制限価格（調査基準価格）の算出方法を変更します。

○最低制限価格（調査基準価格）の算出方法は、以下の表のとおりです。

【変更前】	→	【変更後】
直接工事費の額×97%		直接工事費の額×97%
共通仮設費の額×90%		共通仮設費の額×90%
現場管理費の額×90%		現場管理費の額×90%
一般管理費の額×55%		一般管理費の額× <u>68%</u>

$$\begin{aligned} & \text{※最低制限価格（調査基準価格）} & \text{※税抜} \\ & = (\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) \\ & + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費} \times \underline{68\%}) \end{aligned}$$

○失格基準価格の算出方法は、以下の表のとおりです。

【変更前】	→	【変更後】
直接工事費の額×75%		直接工事費の額× <u>90%</u>
共通仮設費の額×70%		共通仮設費の額× <u>80%</u>
現場管理費の額×70%		現場管理費の額× <u>80%</u>
一般管理費の額×30%		一般管理費の額×30%

$$\begin{aligned} & \text{※失格基準価格} & \text{※税抜} \\ & = (\text{直接工事費} \times \underline{90\%}) + (\text{共通仮設費} \times \underline{80\%}) \\ & + (\text{現場管理費} \times \underline{80\%}) + (\text{一般管理費} \times 30\%) \end{aligned}$$

○上記の方法により算出した額が、設計金額の75%を下回る場合は75%の額、92%を上回る場合は、92%の額となります。